

平成 21 年 5 月 15 日

各 位

アイコム株式会社
(コード番号 6820 東証・大証一部)
問合せ先 総務部長 加本 正則
電話番号 (06)6793-5301

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 45 期定時株主総会に付議することを決議致しましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 定款変更の目的

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という)の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主及び実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正及び追加等所要の変更を行います。

また、株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

(2) 会社法第 194 条に規定する単元未満株式の買増制度を導入致したく、定款第 10 条(単元未満株式の買増し)を新設し、これに伴う所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

別紙の通り

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 25 日(木)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 25 日(木)

以 上

現行定款	変更案
第1条～第6条 (条文省略)	第1条～第6条 (現行とおり)
(株券の発行)	
<u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削除)
(自己の株式の取得)	(自己の株式の取得)
第8条 (条文省略)	第7条 (現行とおり)
(単元株式数および単元未満株券の不発行)	(単元株式数)
第9条 当社の単元株式数は、100株とする。	第8条 当社の単元株式数は、100株とする。
2. <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>	(削除)
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
<ul style="list-style-type: none"> (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u>
(新設)	(単元未満株式の買増し)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
<p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、<u>その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>
第12条～第39条 (条文省略)	第12条～第39条 (現行とおり)
(新設)	附則
	<p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>
	<p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>